

町田市交通計画推進協議会設置要綱

第 1 設置

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定及び実施に関し、必要な協議を行うため、町田市交通計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 役割

協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （１）地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- （２）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （３）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 協議会は、委員 21 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - （１）学識経験を有する者 1 人
 - （２）鉄道事業者、バス事業者及びタクシー事業者の代表 8 人以内
 - （３）自家用有償旅客運送を実施する団体の代表 2 人以内
 - （４）経済関係団体の代表 1 人
 - （５）町田市町内会・自治会連合会の代表 1 人
 - （６）公募による市民 2 人以内
 - （７）警視庁町田警察署の代表 1 人
 - （８）警視庁南大沢警察署の代表 1 人
 - （９）国土交通省関東運輸局の職員 1 人
 - （10）東京都都市整備局の職員 1 人
 - （11）東京都建設局の職員 1 人
 - （12）都市づくり部の職員 1 人

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長

- 1 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 協議会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第8 庶務

協議会の庶務は、都市づくり部交通事業推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2025年5月1日から施行する。